

第4章 中世社会の成立 1. 院政と平氏の台頭

a. 後三条天皇と院政の開始

①1068[1 後三条]天皇(母は[2 補子内親王])の即位→3 摂関家との姻戚関係をもたない
摂関家の意向から自由に政治ができる

ア)[4 大江匡房]ら人材を登用←多くは[5 受領]層出身の中級貴族

イ)1069 [6 延久の荘園整理]令
[7 記録荘園券契所](記録所)を設け、8 基準に達しない荘園や新しい荘園を停止。
→[9 摂関]家にたいしても実施

ウ)[10 宣旨枿](公定の枿)の制定、耕地の調査

エ)内裏造営や伊勢神宮遷宮の費用を荘園・国衙領に一律に賦課=[11 一國平均役]

※受領や地方勢力→[12 摂関]家よりも有力な[13 天皇]の權威を再確認

②1086 [14 白河]天皇、堀河天皇に天皇の地位を譲り[15 上皇]として政治の実権を握る
([16 院政]の開始→白河,[17 鳥羽],[18 後白河]の三代約百年)

③院政=[19 上皇(院)]上皇(院)が天皇の後見として実権を握り、方や慣例を無視した[20 強力な政治]を展開した体制・時期

政治の中心=上皇の私的な機関である[21 院庁]
→[22 院宣]や[23 院庁下文]が正式な文書よりも重視されるようになる

④中下級貴族とくに[24 受領]層出身者などが[25 院の近臣]とよばれるグループを形成
→[26 院司](院庁の職員)などとして大きな権限を握る。

摂関家→院に接近することで勢力を盛り返そうとする

⑤[27 成功]・重任の横行

→法勝寺など[28 六勝寺]寺や白河・鳥羽離宮の建立、熊野詣、盛大な法会

1068年、時の摂政・関白を外戚としない[29 後三条]天皇が即位した。個性の強かった天皇は、[30 大江匡房]らを登用し、強かに国政の改革にとり組んだ。

[31 白河]天皇は1086(応徳3)年、にわかに幼少の堀河天皇に位をゆずると、みずから[32 上皇](院)として院庁をひらき、天皇を後見しながら政治の実権をにぎる[33 院政]の道をひらいた。上皇は荘園整理の断行を歓迎する[34 受領]たちを支持勢力にとり込み、院の御所に[35 北面の武士]を組織したり、源平の武士を側近にするなど、院の権力を強化した。

院政では、法や慣例にこだわらずに上皇が政治の実権を専制的に行使するようになり、[36 白河]上皇・[37 鳥羽]上皇・[38 後白河]上皇と100年余り続いた。院政では[39 院庁下文]や[40 院宣]が国政一般に効力を持つようになった。

三上皇は出家して[41 法皇]となり、白河上皇がたてた[42 法勝]寺をはじめとする六勝寺など多くの大寺院を造営し堂塔・仏像をつくって盛大な法会をおこない、紀伊の熊野詣なども行った。そしてこれらの費用を調達するために成功などの[43 売位売官]の風がさかんになり、政治の乱れは激しくなった。

b. 荘園公領制と院政期の社会

①延久の荘園整理令→荘園と[44 公領]の区別が明確化

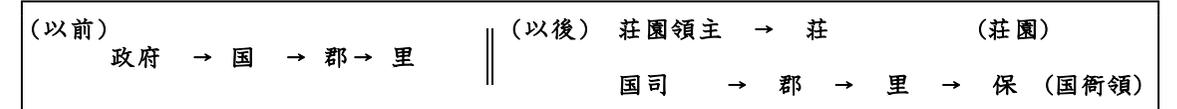
公領=国司の「私有地」化し[45 国衙領]とよばれる

②国司は国内を豪族や[46 開発領主]の支配地域ごとに郡・郷・保などに分け徴税を請負わせる。

([47 郡司][48 郷司][49 保司])

→こうした地位と権限は[50 職]として世襲される(=郡・郷・保は事実上の私領となる)

③[51 国衙](※国司の役所)=[52 在庁官人]が実務を取る→公領を私物化、寄進も

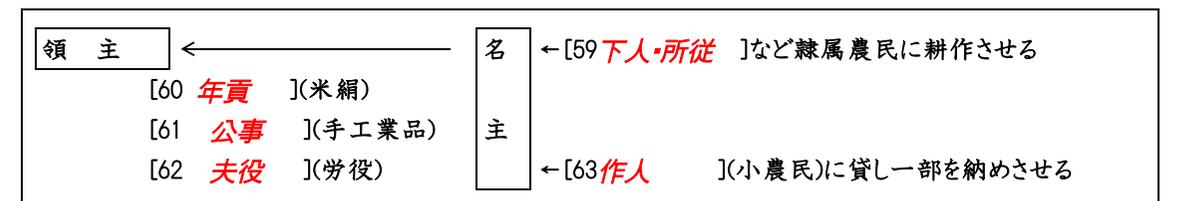


④[53 荘園公領]制…一國は[54 荘園]と[55 公領]で構成され、荘・郡・郷などが並立。

⑤荘園・公領の構造

耕地を[56 名]にわける、[57 田堵]など有力農民に請け負わせる

→田堵ら有力農民はしだいに土地に対する権利を強める=[58 名主]と呼ばれるようになる



荘園整理によって貴族や寺社の支配する[64 荘園]と、国司の支配する公領([65 国衙]領)とが明確になっていった。国司の支配下にある公領もまだ多くの部分を占めており、国司は国内を郡・郷・保などの新たな単位に再編成し、力をのばしてきた豪族や開発領主を郡司・郷司・保司に任命して徴税を請け負わせた。国衙では[66 在庁官人]が実務をとるようになり、公領を彼らの共同の領地のように管理したり、荘園領主に寄進したりしたため、一國の編成は、荘・郡・郷などが並立する荘園と公領で構成される体制([67 荘園公領]制)に変化していった。

整備された荘園や公領では、耕地の大部分は[68 名]とされ、田堵など有力な農民に割り当てられ、彼らは名の請負人としての立場から権利をしだいに強めて[69 名主]とよばれた。名主は、名の一部を[70 下人]などの隷属農民に、また他の一部を[71 作人]とよばれる農民などに耕作させながら、おもに米・絹布などでおさめる[72 年貢]のほか、糸・炭・野菜など手工業製品や特産物を納入する[73 公事]、労役を奉仕する[74 夫役]などを負担した。これは、国司が名を請け負った田堵に課税した官物・臨時雑役の系統を引くものであった。